

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画策定に係る有識者懇談会 開催要項

令和5年(2023年)1月18日 北海道教育庁ICT教育推進局長決定

第1 目的

「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）」第9条第1項に基づき、文部科学大臣が定める学校教育情報化推進計画を基本として、北海道における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画の策定に関し、有識者等から広く意見等を聴取し、今後の検討の参考に資するため、「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準（平成28年3月30日教育委員会決定）」に基づく懇談会として、「(仮称)北海道学校教育情報化推進計画策定に係る有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）を設置する。

第2 議題

有識者懇談会の議題は、次のとおりとする。

- (1) (仮称) 北海道学校教育情報化推進計画策定に関する意見聴取
- (2) その他必要な事項に関すること

第3 構成

有識者懇談会は、別紙1の構成員をもって構成する。

第4 運営

- (1) 有識者懇談会は、必要に応じてICT教育推進局ICT教育推進課長が招集、主催する。
- (2) 有識者懇談会には議事進行を行う座長を置く。
- (3) ICT教育推進局ICT教育推進課長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に有識者懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

- (1) 有識者会議の事務は、ICT教育推進局ICT教育推進課において行う。
- (2) この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、ICT教育推進局長が定める。

別紙 1

有識者懇談会構成員

	所 属	職	氏 名	分類
1	北海道総合通信局	情報通信部長	青木 勇司	行政機関
2	札幌市教育委員会	学校教育部長	長谷川 正人	行政機関
3	喜茂別町教育委員会	教育長	細田 典男	行政機関
4	北海道教育大学	理事・副学長	後藤 泰宏	学識経験者
5	公立千歳科学技術大学	教授	小松川 浩	学識経験者
6	さくらインターネット(株)	研究員	朝倉 恵	関係事業者
7	(株)アフォーダンス	代表取締役	渡部 卓央	関係事業者
8	北海道小学校長会	会計理事 (札幌市立緑丘小学校長)	末原 恵蔵	学校関係者
9	北海道中学校長会	対策部副部長 (岩見沢市立東光中学校長)	河村 克也	学校関係者
10	北海道高等学校校長協会	副会長 (札幌東高等学校長)	藤井 一志	学校関係者
11	北海道特別支援学校長会	会長 (拓北養護学校長)	友善 学	学校関係者
12	北海道PTA連合会	会長	菊川 哲平	PTA関係者
13	北海道高等学校PTA連合会	会長	村井 為敦	PTA関係者